



国分寺市監査委告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年度第1回及び第2回定期監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があつたので、別紙のとおり公表する。

令和7年12月25日

国分寺市監査委員

輿水康次郎

木島崇

写



国政情収第701号

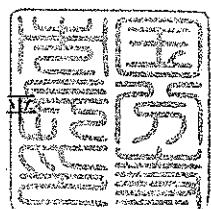
令和 7 年 12 月 24 日

国分寺市監査委員

輿 水 康 次 郎 様

木 島 崇 様

国分寺市長 丸 山 哲



令和 6 年度第 1 回及び第 2 回定期監査結果報告書の提出について（報告）

令和 6 年 12 月 23 日付け国監発第 21 号及び令和 7 年 3 月 26 日付け国監発第 33 号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和6年度第1回定期監査の結果に関する報告書(総務部)

(防災安全課)

1 資金前渡を受けた現金の管理について

資金前渡を受けた現金について、国分寺市会計事務規則（昭和39年規則第9号）第74条に規定する現金出納簿が作成されていなかった。適正な措置を講じられたい。

(措置内容)

資金前渡金受払簿を作成し、資金前渡金の管理を徹底します。

2 防犯カメラの設置運用基準変更届について

防犯カメラの設置運用基準変更届が、届出の内容の変更日以降に提出されていた。国分寺市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（平成27年規則第88号）は、届出の内容を変更しようとする日の14日前までに市長に届け出ることを規定しているため、十分に確認し事をを行われたい。

(措置内容)

防犯カメラ設置運用基準の内容を変更する場合は、届け出の内容を変更日の14日前までに、防犯カメラ設置運用基準変更届を提出するよう設置団体へ周知を図っていきます。

3 消防団運営交付金について

国分寺市消防団運営交付金実績報告書の作成後に、各分団において支出に係る領収書が破棄されていた。領収書は、実績報告書の内容を証明する後日の証拠として必要なものであるため、実績報告書の保存年限で

ある5年間は破棄せず適切に保管するよう、各分団に指導されたい。

(措置内容)

令和6年11月及び12月期消防団幹部会議において、各分団へ対し実績報告書の内容を証明するため、新たに保管用ファイルを配布し、5年間は領収書を破棄せず適切に保管するよう指導しました。

(職員課)

1 委員等の委嘱手続について

産業医及び特別職報酬等審議会委員の委嘱手続において、委嘱予定者から提出された承諾書に收受印の押印をせず、かつ文書の收受自体を行っていなかった。国分寺市文書管理規則（平成12年規則第30号）及び国分寺市文書管理規程（平成元年訓令第3号）に基づき、適正に文書の取扱いをされたい。

(措置内容)

産業医及び特別職報酬等審議会委員その他委員等の委嘱手続において、委嘱予定者から提出された承諾書に收受印を押印し、文書の收受を行うことにより、適正に文書を取扱うよう改めました。

2 職員労働安全衛生管理業務について

国分寺市職員労働安全衛生管理規則（昭和63年規則第7号）第15条第2項で、「産業医は毎月1回以上作業場を巡回する」と規定しているところ、実態は年1回の実施となっていた。また、同規則第25条で、「事業場安全衛生委員会は毎月1回以上開催する」と規定しているところ、

実態は年3回の開催となっていた。同規則に基づき、適正に事務を行わ
れたい。

(措置内容)

令和6年10月より、産業医は毎月1回以上作業場を巡回し、事業場安
全衛生委員会は毎月1回以上開催することにより、適正に事務を行うよ
う改めました。

(課税課)

1 資金前渡を受けた現金の管理について

資金前渡を受けた現金について、国分寺市会計事務規則（昭和39年規
則第9号）第74条に規定する現金出納簿が作成されていなかった。適正
な措置を講じられたい。

(措置内容)

前渡金により切手を購入しており、未作成であった現金出納簿を作成し
令和7年度より運用しております。

(納税課)

1 資金前渡を受けた現金の管理について

資金前渡を受けた現金について、国分寺市会計事務規則（昭和39年規
則第9号）第74条に規定する現金出納簿が作成されていなかった。適正
な措置を講じられたい。

(措置内容)

現金出納簿を作成し、経理することに改めました。

6 税の二重納付に伴う還付について

固定資産税現年課税分について、納付者より口座振替解除の申出を受理して
いたにもかかわらず、解除の手続を失念し、口座振替及び納付書による二重の
納付を受け、還付を行っていた。課内のチェック体制の強化に努め、再発防止
の徹底をされたい。

(措置内容)

口座振替解除管理表を作成のうえ、振替有無、解除期限、解除後作業
を可視化し、進捗状況を作業者、確認者、係長が確認することにより、
再発防止を図っていきます。

令和6年度第2回定期監査の結果に関する報告書（建設環境部）

1 様式について（道路管理課、下水道課、緑と公園課、環境対策課）

使用している様式が、事務処理の根拠となる規則が規定する様式とは、内容の一部が異なっていた。事務処理を行う際には、例規で定められた様式が使用されているかの確認を徹底されたい。また、課で取り扱う様式が、例規と一致しているかを包括的に点検するよう努められたい。

（措置内容）道路管理課

使用している様式と規定様式には記載内容に差異があることを確認しました。改めて規則に基づく規定様式の使用を周知徹底し、規定様式での運用としました。

（措置内容）下水道課

使用している様式を点検するとともに、一部異なっていた様式を修正しました。

（措置内容）緑と公園課

例規に定められた様式の内容と異なるものを使用していたため、例規に定められた様式に戻し、これまで使用していた内容が異なる様式は全て廃棄しました。なお、様式における引用条項等について、改めて確認し、各様式に関係条例を付すとともに、一部の様式について、引用条項の見直しを行い、国分寺市の緑の保護と推進に関する条例施行規則の一部を改正しました。（R7.4.14 条例審）また、窓口にある書類やホームページに掲示されている様式についても、例規に定められた様式に合わせました。

（措置内容）環境対策課

使用している様式が、例規と一致しているか点検を実施し、規定された様式を使用するよう改めました。また、様式での申請があった際は、複数名で

確認を行う等、適正な事務執行を図れるようチェック体制を改めました。

2 教示文について（道路管理課）

様式に記載された教示文が、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の改正に対応しておらず、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）が定める必要事項の一部も記載されていなかった。法に規定された内容は、漏れなく適切に記載されたい。

（措置内容）道路管理課

様式は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）ならびに行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の改正に対応していないことを確認しました。様式（記載された教示文）を修正し、適正な様式での運用としました。

3 資金前渡を受けた現金の管理について（交通対策課）

資金前渡を受けた現金について、国分寺市会計事務規則（昭和 39 年規則第 9 号）第 74 条に規定する現金出納簿が作成されていなかった。適正な措置を講じられたい。

（措置内容）交通対策課

国分寺市会計事務規則（昭和 39 年規則第 9 号）第 74 条第 2 項に規定する現金出納簿で管理することに改めました。

4 放置自転車等の撤去及び保管の告示内容について（交通対策課）

自転車等の返還期限を告示日と同日の日付で誤って記載し告示を行っていたものがあった。市民に混乱が生じないようチェック体制を強化し、適切な文書事務を行われたい。

（措置内容）交通対策課

起案時にチェックシートを活用することで複数人でのチェック体制を強化することに改めました。

5 主管課契約事務について（交通対策課）

主管課長が行う賃貸借契約の更新に伴う契約について、契約書に仕様書の一部が綴られていない等の不備があった。チェック体制を強化し、適切な契約事務を行わせたい。

（措置内容）交通対策課

起案時にチェックシートを活用することで複数人でのチェック体制を強化することに改めました。

6 文書事務について（下水道課）

通知書送付前に起案・決裁を経ず、事後にひと月分の一覧を添付し実績報告として、課長決裁で起案を行っているものがあった。課で取り扱う文書に係る事務について点検を行い、国分寺市文書管理規則（平成12年規則第30号）、同規程（平成元年訓令第3号）及び国分寺市事務決裁規程（昭和51年訓令第11号）に基づき、適正に文書事務を行わせたい。

（措置内容）下水道課

課で取り扱う文書に係る事務について点検するとともに、一部事務に確認された実績報告のみ決裁処理を行っているものについて、通知書送付前に起案・決裁を行うよう対処しました。

7 保存樹木管理台帳について（緑と公園課）

台帳に登載している事項が、国分寺市の緑の保護と推進に関する条例施行規則（昭和57年規則第26号）第17条第1号から第7号までに規定された

登載すべき事項より不足していた。事務を行う際、例規に規定されている事項の確認を徹底されたい。

(措置内容) 緑と公園課

電子データで保存している管理台帳においては、登載すべき事項は全て入力されておりましたので、紙ベースの管理台帳に、電子データの一覧を添付し、運用しております。

8 時間額会計年度任用職員任用理由書兼任用調書について（環境対策課）

任用理由書兼任用調書について、実際に任用する係と異なる係名を記載し、任用していた。課内のチェック体制の強化に努め、適切な文書事務を行われたい。

(措置内容) 環境対策課

チェックポイントを記載したチェックリストを作成し、起案時においてはそれを基に複数名で確認を行うなどし、適正な事務を図れるようチェック体制を改めました。

9 事業系廃棄物処理手数料の減額に係る指定袋について（環境対策課）

国分寺市事業系廃棄物処理手数料減額規則（平成11年規則第31号）第6条に規定する1年間の限度数を超えて交付していた。規則と実態が一致していないため、適切な対応をされたい。

(措置内容) 環境対策課

国分寺市事業系廃棄物処理手数料減額規則に関して、指定袋を交付する際に運用として指定袋の容量に応じて対応していたため、運用していた実態を明確に規定して、当該規則の改正を行い適正な事務執行を図れるよう改めました。

10 有価物・資源物売扱収入について（ごみ減量推進課）

ガラスビンに係る有価物・資源物売扱収入について、事業者の過払いにより戻出していた。事業者より提出された報告書等を十分に照合のうえ、適切に事務処理を行われたい。

(措置内容) ごみ減量推進課

指摘を受け、月報のほかに日報の提出を求め、二重、三重のチェックを行うよう事務処理手続きを改めました。なお、当該事業者とのガラス瓶の売扱い契約は令和6年度をもって終了していることを、申し添えます。

11 国分寺市廃棄物減量等推進委員会会則について（ごみ減量推進課）

会則に、国分寺市廃棄物減量等推進委員会設置要綱（平成17年要綱第5号）第5条に基づき記載すべき事項の一部が記載されていなかった。要綱に基づき必要な事項を記載されたい。

(措置内容) ごみ減量推進課

要綱に基づき、修正した会則案を作成し、令和7年4月24日開催の国分寺市廃棄物減量等推進委員会総会に諮り、総会で承認を受け会則の修正を図っています。